



## 金融商品取引法等の改正案の概要

1. はじめに
2. 顧客本位の業務運営の確保
3. 金融リテラシーの向上
4. 企業開示制度の見直し
5. その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策
6. 終わりに

弁護士 萩原 亮太

### 1. はじめに

2023年3月14日に、金融庁は、金融商品取引法等の一部を改正する法律案(以下「本改正案」といいます。)を第211回国会に提出し、同会期中(2023年6月21日まで)の成立に向け審議等が進められていたものの、同会期中での成立は見送られ、継続審議とすることになりました。

本改正案は、金融庁の2023年3月付の「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」(以下「金融庁説明資料」といいます。)<sup>1</sup>によると、デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備するものとされ、具体的な改正項目として、①顧客本位の業務運営の確保、②金融リテラシーの向上、③企業開示制度の見直し、④その他のデジタル

<sup>1</sup> 金融庁の2023年3月付の「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」  
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/01/setsume.pdf>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。  
 本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2023

化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策が掲げられている等、改正内容は多岐にわたっています。

上述のとおり第 211 回国会会期中の成立は見送られましたが、次の国会会期中で成立する可能性があり、また、内容が多岐にわたっていることから企業等に及ぼす影響も大きいものと思われます。そこで、本稿では本改正案の概要を説明します。但し、本稿は執筆時点の改正案を基にしたものであり、施行日等については今後若干の調整がなされる可能性がある点にはご留意ください。

なお、便宜上、以下では、現行の金融商品取引法を「金商法」、本改正案による改正後の金融商品取引法を「改正後金商法」といいます。

## 2. 顧客本位の業務運営の確保

### (1) 概要

顧客本位の業務運営の確保について、金融庁説明資料では、改正の経緯となった課題として、以下が指摘されています。すなわち、2017 年 3 月、金融事業者が主体的に創意工夫を発揮し、良質な金融商品・サービスを提供することを促すため、プリンシプルベースの「顧客本位の業務運営に関する原則<sup>2</sup>」を策定(金融事業者の判断で採択)し、この「原則」に基づき、顧客の最善の利益の追求等の取組を進めることが求められてきましたが、いくつかの課題<sup>3</sup>が指摘されているほか、「原則」を採択していない、方針等を公表していない金融事業者も多く存在していることが挙げられています。

そして、これら課題への対応として、本改正案では、最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客への情報提供の充実に関する改正がなされています。以下でそれぞれについて簡単に説明します。

### (2) 最善の利益を考えた業務運営の確保

まず、現行法では、金融事業者の誠実公正義務が、個別法や事業者ごとに規定されており(金商法第 36 条第 1 項、第 66 条の 7、金融サービスの提供に関する法律<sup>4</sup>(以下「金サ法」といいます。)第 24 条、銀行法第 52 条の 60 の 12 等)、他方で、誠実公正義務を課されていない事業者(年金基金やその理事等)も存する状況にありました。

そこで、本改正案では、金融事業者ごとに誠実公正義務を課している各種規定(金商法第 36 条第 1 項等)を削除し、これに代わり、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨を金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化を図るべく、金サ法第 2 章に「顧客等に対する誠実義務」の章を新設し、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」一般に係る最善利益義務を規定しました(金サ法第 2 条第 1 項)。この改正は、公布から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(本改正案附則第 1 条)。

本改正案により削除される金商法第 36 条第 1 項の誠実公正義務と、新設される金サ法上の最善利益義務を比較すると以下のとおりであり、新設される規定の方には、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」との文言が追加されています。この文言の追加により、追加対応が必要になるの

<sup>2</sup> 現時点での最新版は 2021 年 1 月 15 日改定版です。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/gensoku3.1.15.pdf>

<sup>3</sup> 具体的には、金融商品の販売会社については、リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品を十分な説明なく推奨・販売していること(例:仕組債)、金融商品の運用会社については、顧客利益より販売促進を優先した金融商品の組成・管理をしていること、アセットオーナー(企業年金等)については、運用の専門家の活用不足、不十分な運用機関の選定プロセス、が課題として記載されています。

<sup>4</sup> なお、本改正案により、「金融サービスの提供に関する法律」は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に名称が変更されます(本改正案第 2 条)。

か否かは明確ではないため、今後議論等が重ねられていくと考えられます。また、政令に委任されている点もあり、今後の動向に注視する必要もあると思われま

誠実公正義務(金商法第 36 条第 1 項)	最善利益義務(金サ法第 2 条第 1 項)
金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。	金融サービスの提供等に係る業務を行う者 <sup>5</sup> は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって(次項第 14 号から第 18 号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。)の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、 <u>顧客等の最善の利益を勘案しつつ</u> 、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

### (3) 顧客への情報提供の充実

#### (a) 実質的説明義務

まず、現行法では、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 1 号が顧客の知識、経験、財産の状況等を踏まえた金融商品取引契約締結時の実質的説明義務を規定しているところ、本改正案により、実質的説明義務が金商法に規定されることになりました(改正後金商法第 37 条の 3 第 2 項)。この改正は、公布から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(本改正案附則第 1 条第 4 号)。

そして、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 1 号と改正後金商法第 37 条の 3 第 2 項を比較すると以下のとおりであり、改正後金商法第 37 条の 3 第 2 項では、説明を要する事項が、金商法第 37 条の 3 第 1 項の第 3 号から第 7 号までに掲げる事項から各号に掲げる事項(同項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く)となっているのみならず、例外的に実質的説明義務を負わない場合(「顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。’)も規定されています。具体的な内容については、内閣府令に委任されている点もあるため、今後の動向に注視する必要もあると思われま

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 1 号	改正後金商法第 37 条の 3 第 2 項
次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、 <u>法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項(二に掲げる書面を交付する場合</u>	金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、 <u>同項各号に掲げる事項(同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。)</u> について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的(以下この項において「顧客属性」という。)に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。 <u>ただし、顧客属</u>

<sup>5</sup> 金融商品取引事業者や銀行事業者のみならず、貸金事業者や各種年金の運用者等が含まれます(金サ法第 2 条第 2 項各号)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。



<p>にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為</p> <p>イ 契約締結前交付書面        ロ 上場有価証券等書面        ハ 第八十条第一項第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する目論見書(同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)        ニ 契約変更書面</p>	<p><u>性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。</u></p>
--	---

### (b) 書面交付義務の情報提供義務への改正

まず、現行法では、金融商品取引契約締結前交付書面(金商法第 37 条の 3 第 1 項)、金融商品取引契約締結時等交付書面(金商法第 37 条の 4 第 1 項)、最良執行方針等記載書面(金商法第 40 条の 2 第 4 項)、最良執行方針等説明書面(金商法第 40 条の 2 第 5 項)、運用報告書(金商法第 42 条の 7 第 1 項)は、原則書面での交付となっており、デジタルでの交付は、例外的に顧客の承諾等を得た場合にのみ可能となっていました(金商法第 34 条の 2 第 4 項、第 37 条の 3 第 2 項、金商法第 37 条の 4 第 2 項、第 40 条の 2 第 6 項、第 42 条の 7 第 2 項、金融商品取引法施行令(以下「施行令」といいます。)第 15 条の 22、金融商品取引業等に関する内閣府令第 57 条)。

本改正案では、現行法で「書面を交付」等となっていた点を、「情報を提供」等に変更することにより(改正後金商法第 37 条第 3 項第 1 項、第 37 条の 4 第 1 項、第 40 条の 2 第 4 項、第 5 項、第 42 条の 7 第 1 項)、書面交付義務を情報提供義務とし、内閣府令に定める方法に従って、各書面に記載されていた情報を提供すれば足りることになりました。この改正は、公布から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されますが(本改正案附則第 1 条第 4 号)、一定の経過措置が設けられています(本改正案附則第 9 条)。

## 3. 金融リテラシーの向上

金融リテラシーの向上について、金融庁説明資料では、改正の経緯となった課題として、これまで、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体、学校、職場等において、資産形成の啓発や教材の作成等、金融経済教育に関する取組が実施されてきたが、金融経済教育を受けたと認識している人は約 7%であること、職域でも、確定拠出年金加入者への継続投資教育が不十分との指摘があること、長期投資や分散投資等のリスク抑制効果を認知している人は約 4 割であること、投資詐欺などの被害事案も引き続き散見、近時は SNS を通じた投資勧誘のトラブルも発生していること、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体等による取組や連携を強化すべきとの指摘があることが挙げられています。

この課題への対応として、本改正案では、資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するための「基本方針」を策定すること、「金融経済教育推進機構」を創設すること、資産形成支援のための国と地方公共団体・事業者の協力・連携に関する改正がなされています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2023

そして、今回新設された規定の一部には、事業者の努力義務に係る規定(金サ法第 85 条<sup>6</sup>)のように事業者に関する規定もあるものの、事業者に影響を及ぼすような規定はなく、また、その他は基本的には政府や金融経済教育推進機構に係る規定(例えば、政府による基本方針策定義務(金サ法第 82 条第 1 項)、金融経済教育推進機構の設立運営等の規定(金サ法第 86 条以下))であり、他の改正点に比して重要度に乏しいものと思われることから、本稿ではこれ以上の概要の説明を省略割愛します。

なお、この改正は、公布から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されますが(本改正案附則第 1 条)、一定の経過措置が設けられています(本改正案附則第 14 条ないし第 16 条)。

## 4. 企業開示制度の見直し

### (1) 概要

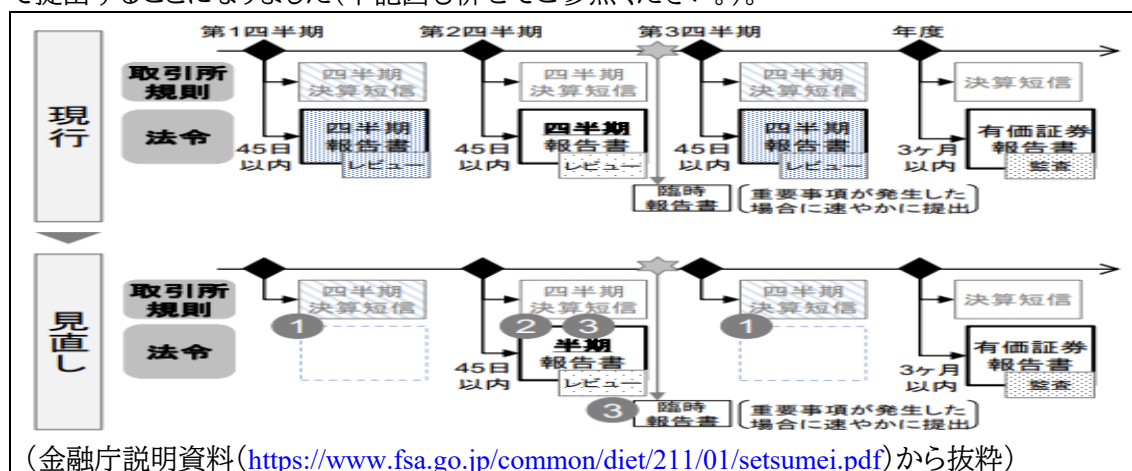
企業開示制度の見直しについて、金融庁説明資料では、改正の経緯となった課題として、企業経営や投資家の投資判断においてサステナビリティを重視する動きが見られる中、企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大したこと、金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられ、コスト削減や効率化の観点から見直すべきとの指摘があったことが挙げられています。

そして、この課題への対応として、本改正案では、企業開示の効率化の観点から、金商法上の四半期報告書の廃止に関する改正がなされています。

### (2) 四半期報告書の廃止

まず、現行法では、上場会社等は四半期終了後 45 日以内に四半期報告書を提出する義務を負っています(金商法第 24 条の 4 の 7、施行令第 4 条の 2 の 10 第 3 項)。

この点、本改正案では、金商法上の四半期報告書が廃止され(改正後金商法では第 24 条の 4 の 7 は削除されています)、代わりに半期報告書の提出が義務付けられることになりました(改正後金商法第 24 条の 5)。その結果、上場会社等の第 1・第 3 四半期報告書については取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化され、第 2 四半期報告書については半期報告書として提出することになりました(下記図も併せてご参照ください)。



以下では、半期報告書に係る記載事項及び提出期限、並びに施行日及び経過措置について簡単に取り上げます。

<sup>6</sup> 金サ法第 85 条は、「事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員(新設)を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び公報に協力するよう努めるものとする。」と規定しています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

### (a) 半期報告書の記載事項及び提出期限

半期報告書の記載事項及び提出期限は会社の区分毎に以下のように規定されています(改正後金商法第 24 条の 5 第 1 項)。具体的な内容については内閣府令又は政令で定めることとなっており、今後の動向を注視する必要がありますが、金融庁説明資料には「現行の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容」等との記載があることからすると、現行法におけるものと大きな違いは生じないのではないかと見込まれます。

	区分	記載事項	提出期限
1	上場会社等(下記 2 に該当するものを除く)	・内閣府令で定める半期報告書共通記載事項	当該事業年度が開始した日から 6 か月が経過した日から <u>45 日</u> 以内の政令で定める期間内
2	上場会社等のうち金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社	・内閣府令で定める半期報告書共通記載事項 ・当該会社に係るこれと同様の事項として内閣府令で定める事項	当該事業年度が開始した日から 6 か月が経過した日から <u>60 日</u> 以内の政令で定める期間内
3	上場会社等以外の会社	・内閣府令で定める半期報告書共通記載事項 ・当該会社に係るこれと同様の事項 ・これらを補足する事項として内閣府令で定める事項	当該事業年度が開始した日から 6 月が経過した日から <u>3 か月</u> 以内の政令で定める期間内

### (b) 施行日及び経過措置

四半期報告書の廃止に係る改正は、2024 年 4 月 1 日から施行されますが(本改正案附則第 1 条第 3 号)、一定の経過措置が設けられています(本改正案附則第 2 条、第 3 条)。

概要としては、2024 年 4 月 1 日より前に開始した四半期に係る四半期報告書については、改正前の金商法に基づいて提出する必要があります(本改正案附則第 2 条第 1 項)、また、2024 年 4 月 1 日以後に四半期報告書を提出する場合には、半期報告書は当該四半期が属する事業年度から改正後金商法に基づいて提出する必要があります(本改正案附則第 3 条第 2 項)、この点にも留意が必要と思われれます。

### (3) 公衆縦覧期間の延長

現行法では、半期報告書及びその訂正報告書の公衆縦覧期間は 3 年(金商法第 25 条第 1 項第 7 号)、臨時報告書及びその訂正報告書の公衆縦覧期間は 1 年(金商法第 25 条第 1 項第 10 号)とされているところ、本改正案では、半期報告書及び臨時報告書の法令上の開示情報としての重要性が高まることから、関連書類も含めて公衆縦覧期間が 5 年に延長されました(改正後金商法第 25 条第 1 項各号)。そして、この改正は、2024 年 4 月 1 日以降に提出された書類から適用されます(本改正案附則第 4 条)。

## 5. その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

さらに、本改正案は、(i)ソーシャルレンディング等に関する規定の整備、(ii)トークン化される不動産特定共同事業契約への対応、(iii)揭示情報等のインターネット公表、(iv)審判手続のデジタル化についても規定しています。

### (1) ソーシャルレンディング等に関する規定の整備

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

ソーシャルレンディング<sup>7</sup>等に関する規定の整備について、金融庁説明資料では、改正の経緯となった課題として、ソーシャルレンディング等の運用行為を行う第二種金融商品取引業者が運営するファンドを巡って、投資家への情報提供等に関する問題が認められる事案が発生していることが挙げられています。

この点、現行法上、有価証券又はデリバティブ取引に対するファンドを運営する投資運用業者と異なり、ソーシャルレンディングに関しては、金商法上の忠実義務、善管注意義務等の規制や、運用報告書の交付義務等は課されていませんでした。また、ソーシャルレンディングは「電子募集取扱業務<sup>8</sup>」(金商法第29条の2第1項第6号、施行令第15条の4の2)に該当しないため、電子募集取扱業務に係る規制も及ばないことになっていました。

本改正案では、上記を踏まえ、概要、以下の改正がなされているため、今後、ソーシャルレンディングを実施する場合には留意が必要と思われます。なお、この改正は公布から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(本改正案附則第1条)。

- 「貸付事業等権利<sup>9</sup>」を新設し、貸付事業等権利としての一定の規制・義務等を新設(改正後金商法第40条の3の3(出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止)、第40条の3の4(出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止)等)
  - ⇒ ソーシャルレンディングは、「貸付事業等権利」として、一定の規制・義務等が及ぶこととなりました。
- 「電子募集取扱業務」とは別に「電子募集業務<sup>10</sup>」を新設し、電子募集業務としての一定の規制・義務等を新設(改正後金商法第43条の5(情報提供義務)等)
  - ⇒ ソーシャルレンディングは、「電子募集業務」として、一定の規制・義務等が及ぶこととなりました。

## (2) トークン化される不動産特定共同事業契約への対応

現行法上、不動産特定共同事業契約(不動産特定共同事業法第2条第3項)に基づく権利は、集団投資スキーム持分の定義から除外されており(金商法第2条第2項第5号括弧書、第八号)、原則として、金商法ではなく、不動産特定共同事業法により規制されています。

この点、トークン化される不動産特定共同事業契約への対応について、金融庁の説明資料では、不動産特定共同事業契約に基づく権利を分散台帳技術(ブロックチェーン)を活用してトークン化し、流通させようとする動きがあるところ、他の有価証券の性質を有するトークンは、金商法の対象とする規定が整備されているが、不動産特定共同事業契約に基づくトークンは規定が未整備であることが課題として挙げられています。

そこで、本改正案では、不動産特定共同事業法第2条第3項の不動産特定共同事業契約に基づく権利であっても、それが「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるもの」である場

<sup>7</sup> 金融庁説明資料では、ソーシャルレンディングは、「インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、投資家からの出資を企業等に貸し付ける仕組み」とされています。

<sup>8</sup> 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより第2条第8項第9号に掲げる行為を業として行うこと(金商法第29条の2第1項第6号)

<sup>9</sup> 金商法第2条第2項第3号から第6号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業(当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第40条の3の3において同じ。)が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるもの(改正後金商法第29条の2第1項第10号)

<sup>10</sup> 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより第2条第8項第7号又は第8号に掲げる行為(政令で定めるものを除く)を業として行うこと(改正後金商法第29条の2第1項第6号)



合には、みなし有価証券に該当することとなりました(改正後金商法第 2 条第 2 項第 5 号括弧書、第八号)。その結果、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利は、不動産特定共同事業法のみならず、金商法によっても規制されることとなります。

そして、この改正は、公布から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されますが(本改正案附則第 1 条)、一定の経過措置が設けられています(本改正案附則第 5 条ないし第 8 条)。

### (3) 揭示情報等のインターネット公表

現行法上、金融商品取引業者等に対し、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示することを義務付けているのみであり(金商法第 36 条の 2 第 1 項)、ウェブサイトでの情報の公開等の義務は設けられていませんでした。

この点、揭示情報等のインターネット公表について、金融庁の説明資料では、インターネットの活用が進む中、金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、営業所に掲示する標識と同内容の情報の公表を求めるべきことや、上場会社の役員等が短期売買利益を得た場合の利益額等の情報(利益関係書類)をインターネットでも公表すべきとの指摘があることが課題として挙げられています。

そこで、本改正案は、金融商品取引業者等に対し、金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を情報公表することを義務付ける規定を新設しました(改正後金商法第 36 条の 2 第 2 項及び第 66 条の 8 第 2 項)。その結果、金融商品取引業者等はウェブサイトを開設し、同ウェブサイトで所定の情報を公表する必要があります。なお、具体的な公表事項の内容は、内閣府令に委任されているため、今後の動向に注視する必要があります。

また、この改正は、公布から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます(本改正案附則第 1 条)。

### (4) 審判手続のデジタル化

審判手続のデジタル化について、金融庁の説明資料では、民事訴訟手続については、国民がより利用しやすいものとするため、2022 年、手続のデジタル化を含む改正民事訴訟法が成立したのに対し、虚偽の財務書類の開示を行った企業やインサイダー取引を行った者等に対する課徴金納付命令に係る審判手続については、書面での課徴金納付命令等の送達や被審人による申立て、審判廷への出頭等が必要であることが課題として挙げられています。

そして、これらの課題を踏まえ、本改正案では、審判手続のデジタル化に関する規定が新設等されています。具体的には、オンラインによる送達や申立て(改正後金商法第 179 条第 1 項、第 3 項、第 185 条の 7 第 22 項、第 185 条の 10 の 2)、オンライン会議を利用した審問や意見陳述などの審判手続(改正後金商法第 180 条の 2、第 185 条第 2 項、第 3 項、第 185 条の 2 第 2 項、第 185 条の 4 第 3 項)、事件記録の電子化(改正後金商法第 179 条第 1 項、第 2 項、第 185 条の 7 第 19 項)といった改正がなされています。

なお、この改正は公布から 3 年 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されますが(本改正案附則第 1 条第 5 号)、一定の経過措置が設けられています(本改正案附則第 10 条ないし第 12 条)。

## 6. 終わりに

上述のとおり第 211 回国国会会期中の成立は見送られましたが、次の国会会期中で成立する可能性があり(政府・与党は今秋の臨時国会での成立を目指すとの情報もあります<sup>11</sup>)、引き続き動向には注視する必要があるように思われます。また、ここまで見てきたとおり、本改正案の内容

<sup>11</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA194S70Z10C23A600000/>



は多岐にわたっており、政令や内閣府令に委任されている事項も多数あることから、今後公表されると考えられる政令案や内閣府令案の内容等にも留意が必要となると思われます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2023